

15. 母子保健関連事業

1. 母子保健対策事業

(1) 未熟児訪問事業

母子保健法では、出生体重が2500g未満の乳児を低体重児としており、未熟児は生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすいことから、同法第19条により訪問指導を行い、必要な処置を行った。

	管内計	桑名市			いなべ市				木曾岬町	東員町	
		桑名市	多度町	長島町	北勢町	員弁町	大安町	藤原町			
平成14年度	総数	174	93	6	14	14	5	13	4	3	22
	要訪問児(A)	35	19	1	-	2	2	4	-	-	7
	(A)%	20.1	20.4	16.6	-	14.3	40.0	30.8	-	-	31.8
	訪問実施件数(B)	40	26	-	3	-	3	2	-	-	6
	(B)%	23.0	28.0	-	21.4	-	60.0	15.4	-	-	27.3
平成15年度	総数	164	101	9	12	8	4	11	2	4	13
	要訪問児(A)	30	13	-	-	4	-	5	-	1	7
	(A)%	18.3	12.9	-	-	50	-	45.5	-	25	53.8
	訪問実施件数(B)	47	34	-	-	2	2	3	-	-	5
	(B)%	28.7	33.7	-	-	25	50	27.3	-	-	38.5
平成16年度	総数	151	66	9	18	37				4	17
	要訪問児(A)	30	11	3	5	6				1	4
	(A)%	19.9	16.7	33.3	27.8	16.2				25.0	23.5
	訪問実施件数(B)	38	16	4	4	9				3	2
	(B)%	25.2	24.2	44.4	22.2	24.3				75.0	11.8
平成17年度	総数	170	108			47				1	14
	要訪問児(A)	38	25			9				0	4
	(A)%	22.4	23.1			19.1				-	28.6
	訪問実施件数(B)	46	27			14				0	5
	(B)%	27.1	25.0			29.8				-	35.7

注：要訪問児 出生時体重が2000g以下の児
 ()について A・Bは総数に対する比率
 訪問実施件数は、実件数。

(2) 健やか親子支援事業

事業の目的

心身の発達に問題を抱える子ども及び養育問題を持つ保護者とその子どもに対して、必要とする支援内容を明確化にし、状況に応じた適切な助言・指導を行い、養育問題の負担軽減を図る。また関係機関との調整を図ることにより、地域で安心して生活できるよう支援した。

実施内容

(ア) 面接相談

小児慢性特定疾患等の医療費給付申請時に面接を行い、家族の抱える問題点の把握を行った。相談は長期療養児・手術が必要な児の保護者からが多く、特に小児慢性特定疾患・育成医療等の医療費の補助に関する内容のものが多かった。

(イ) 家庭訪問

従来から行っている未熟児訪問については、管内市町や医療機関等の関係機関と連携しながら行った。

継続的な個別フォローが必要であるケースへの支援については、児の発育・発達に問題のある場合のみならず、母親への育児支援が重要であり、母親が地域で孤立しないよう、必要な時に必要なところへ相談できるような支援を行った。

	妊産婦	乳児	幼児	未熟児	その他
実件数	39	2	9	46	1
延件数	40	2	10	46	1

(ウ) 研修会・関係機関連絡会議

養育に問題を持つ保護者からの相談への対応、関係機関との連携が一層必要とされてきている。そこで、虐待予防のための知識の普及啓発及び人材育成を目的に子どもに関わる関係者を対象とした研修会を開催した。

日時	場所	対象	講師・内容
18年 3月13日	いなべ市 大安庁舎	母子保健推進員 等関係職員	参加者：33人 講師：CAPNA理事 隈元真理子氏 テーマ：子育てを支援するために ～虐待予防とネットワーク～

また、虐待予防ケアとしては、市町の虐待防止ネットワーク会議への委員として参加（年間11回）。講演会・体験学習を通し理解を深めたり、事例を通して今後の対応を検討するなど、関係機関との連携に努めた。

母子保健体制の整備としては、桑名・員弁地区の乳幼児健診委員会への参加（年間8回）。関係機関の情報交換等を行った。

考察及び課題

虐待のハイリスク要因と言われる育児不安の問題が深刻化している中、特に母子保健分野ではハイリスクケースの支援を通して虐待予防の発生に寄与することが求められている。各制度の申請時に、療養上の不安を訴える家族も少なくはない。今後において、申請時面接を充実させ育児不安の軽減を図ることが益々必要である。また活動の充実には市町及び関係機関との連携が不可欠であるため、連携を密に予防的支援に努めたり、支援者がよりよい支援を行うための研修会の機会を持つことも必要である。

2. 母子医療対策事業

(1) 育成医療

身体障害児にとっては、早期発見・早期治療はきわめて重要である。このため、児童福祉法第20条により、18歳未満の児童で、このまま放置すれば将来日常生活にかなりの支障を残すと見られる障害を有しているが、手術をすることで確実な治療効果の期待できるものに対し、医療給付を行った。

	総計	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡	機能障害	音声言語	機能障害	先天性心臓	障害	腎臓障害	その他の内
平成14年度	120	13	12	3	37	22	1	32			
平成15年度	121	16	16	7	28	20	2	32			
平成16年度	151	24	26	2	35	24	2	38			
平成17年度	184	21	32	6	54	19	9	43			

平成17年度内訳

桑名市	121	13	22	2	26	16	5	37
いなべ市	28	5	4	4	9	3	-	3
木曾岬町	4	1	1	-	-	-	-	2
東員町	31	2	5	-	19	-	4	1

(2) 養育医療

母子保健法第20条により、身体の発育が未熟のまま出生し、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないため、入院養育が必要と認められる1歳未満の乳児に対し、医療給付を行った。

	総計	桑名市			いなべ市	木曾岬町	東員町
		桑名市	多度町	長島町			
平成13年度	54	35	2	2	9	2	4
平成14年度	36	18	-	2	8	-	8
平成15年度	37	19	-	-	8	2	8
平成16年度	30	17	1	2	4	1	5
平成17年度	45	32			8	0	5

(3) 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち特定疾患については、治療が長期にわたるため、医療費の負担が高額となる。これを放置することは、児童の健全な育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究事業を行い、もってその研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減を図った。

市 町 別 疾 患 別		総 計	桑名市			いなべ市	木曾岬町	東員町
			桑名市	多度町	長島町			
平成14年度		174	94	6	13	36	6	19
平成15年度		194	113	7	13	36	5	20
平成16年度		199	137	1	2	33	5	21
平成17年度		182	128			29	2	23
17 年度 内 訳	悪性新生物	31	18			5	1	7
	慢性腎疾患	13	8			5	-	-
	慢性呼吸器疾患	1	1			-	-	-
	慢性心疾患	8	8			-	-	-
	内分泌疾患	98	70			15	-	13
	膠原病	4	2			-	1	1
	糖尿病	7	5			1	-	1
	先天性代謝異常	4	3			1	-	-
	血友病等血液疾患	6	5			1	-	-
	神経・筋疾患	1	1			-	-	-
	慢性消化器疾患	9	7			1	-	1

(4) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精（以下「特定不妊治療」という）については、1回の治療費が高額であり、経済的負担が重いことから、十分な治療が受けられず、望んでいるにも関わらず子どもに恵まれない方も少なくない。このことにより、平成16年度から特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った。

	総 計	桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町
平成16年度	41	27	9	2	3
平成17年度	46	33	5	0	8